

地発第1029002号
基監発第1029001号
職政発第1029003号
職保発第1029003号
職外発第1029001号
平成19年10月29日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省大臣官房地方課長
厚生労働省労働基準局監督課長
厚生労働省職業安定局雇用政策課長
厚生労働省職業安定局雇用保険課長
厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課長

株式会社ノヴァに係る相談等への的確な対応について

株式会社ノヴァについては、外国人講師を含めた労働者からの雇用保険手続や賃金の支払いに関する相談等が増加していることを踏まえ、これまでの都道府県労働局、労働基準監督署及び公共職業安定所等における対応に加え、東京労働局及び大阪労働局において平成19年10月25日付け基監発第1025001号、職政発第1025002号、職保発第1025001号、職外発第1025002号「株式会社ノヴァに係る相談等への的確な対応について」に基づき特別相談窓口を開設しているところである。

本件については、去る10月26日に同社から会社更生手続の申立てがなされたことに伴い、上記2局以外の労働局においても相談等が多く寄せられることが見込まれること、また、再就職を希望する者に対する対応が必要となると考えられることから、貴職にあっては、各部連携のもとで、当面、下記のとおり、同社に係る相談等への的確な対応を行うよう、万全を期されたい。

記

- 1 特別相談窓口の開設等（既に開設している東京労働局及び大阪労働局を除く。）
埼玉、千葉、神奈川、愛知、兵庫及び福岡労働局にあっては、東京局及び大阪局に準じ、日本語に精通していない外国人講師等からの広範にわたる相談への的確な対応を行うため、通訳を必要数配置し、労働局各部からの職員を配置する等により、①職業相談・紹介、②雇用保険手続、③賃金等の労働条件等の複数の行政分野にわたる相談を一箇所で受け付け、総

合的かつワンストップでの対応が可能な特別相談窓口を速やかに開設すること。

なお、上記に掲げる労働局以外の労働局にあつては、あらかじめ相談日を特定した上で、当該相談日に、通訳、職員等を集中配置する等、来所者数等の状況等に応じ、的確な対応を行うこと。

2 求人確保に向けた取組

再就職を希望する者への対応として、(社)全国外国語教育振興協会及び民間語学教育事業者協議会に加盟する外国語教育事業者に対し、本店所在地を管轄する労働局が求人開拓を実施すること。

また、確保した求人については、東京及び大阪外国人雇用サービスセンターの各々に対して求人連絡を行うこと。

なお、当該二団体に対しては、本省から上記趣旨について要請済みである(別添参照)。

(別添)

平成19年10月26日

社団法人 全国外国語教育振興協会

理事長 井上 和子 殿

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課長

上 月 正 博

厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課長

尾 形 強 嗣

経済産業省商務情報政策局サービス産業課長

藤 野 真 司

日頃より文部科学省、厚生労働省及び経済産業省の行政にご理解、ご協力頂き有り難うございます。

さて、10月26日、株式会社ノヴァが大阪地方裁判所に会社更生手続開始の申立を行いました。今後更生手続がどのように推移するかは、現時点では明らかではありませんが、ノヴァを巡る多数の受講生、講師等の間に混乱が生じることが懸念されるところです。

本件は、語学教室業界全体にとってもその信頼にもかかわる重大な問題であると考えており、これまでも外国語教育事業者の健全な発展に貢献されてきた貴協会にご尽力頂きたく存じます。

このような状況をご理解頂き、消費者や労働者の保護、業界の信頼性向上等の観点から、業界団体として可能な対応策を早急に検討し、実施して頂きますよう要請します。

なお、とりまとめられた対応策及びその実施状況については逐次ご報告頂きますようお願いいたします。

平成19年10月26日

民間語学教育事業者協議会

理事長 楠 恒男 殿

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課長

上 月 正 博

厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課長

尾 形 強 嗣

経済産業省商務情報政策局サービス産業課長

藤 野 真 司

日頃より文部科学省、厚生労働省及び経済産業省の行政にご理解、ご協力頂き有り難うございます。

さて、10月26日、株式会社ノヴァが大阪地方裁判所に会社更生手続開始の申立を行いました。今後更生手続がどのように推移するかは、現時点では明らかではありませんが、ノヴァを巡る多数の受講生、講師等の間に混乱が生じることが懸念されるところです。

本件は、語学教室業界全体にとってもその信頼にもかかわる重大な問題であると考えており、これまでも外国語教育事業者の健全な発展に貢献されてきた貴協会にご尽力頂きたく存じます。

このような状況をご理解頂き、消費者や労働者の保護、業界の信頼性向上等の観点から、業界団体として可能な対応策を早急に検討し、実施して頂きますよう要請します。

なお、とりまとめられた対応策及びその実施状況については逐次ご報告頂きますようお願いいたします。